

海洋・港湾構造物維持管理士の資格更新制度について

平成21年8月

- ・本資格は5年毎に更新が必要で、下表のⅠ 継続学習、Ⅱ 業務実績、Ⅲ 更新研修に係る認定単位の合計が250単位以上あることを資格更新の条件とする。
- ・本資格取得技術者の能力向上と本資格の趣旨から、Ⅰ 継続学習及びⅡ 業務実績（特に海洋・港湾構造物に関する業務実績）により資格の更新に必要な認定単位を取得することが望ましい。

認定項目		認定単位	備考
Ⅰ 継続 学習	a. 以下の建設系CPD協議会参加団体のCPDプログラムへの参加 <ul style="list-style-type: none"> ・(社)土木学会 ・(社)日本技術士会 ・(社)全国土木施工監理技術士会連合会 ・(社)建設コンサルタンツ協会 ・(社)日本コンクリート工学協会 ・(社)地盤工学会 ・(社)日本環境アセスメント協会 ・(社)農業農村工学会 ・(社)日本建築学会 ・(社)日本都市計画学会 ・(社)日本建築士会連合会 ・(社)空気調和・衛生工学会 ・(社)日本造園学会 ・土質・地質技術者生涯学習協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・これらの建設系CPD協議会参加団体はCPD単位を相互承認している。 ・いずれか一団体のCPDプログラムに登録し継続学習の証明を得ること。 	①継続学習単位 <ul style="list-style-type: none"> ・いずれか一団体が証明するCPD単位 ・5年間合計の最大は200単位とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・団体が発行するCPD記録(証明書)を提出すること(5年分を纏めて提出することができる)。 ・(社)土木学会、(社)建設コンサルタンツ協会などでは、会員外でもCPD記録の登録、確認等のサービスを受けられるので、できる限りこれらを利用すること。
	b. 個人の申告(a以外の方、団体等に登録していな方) <ul style="list-style-type: none"> ・(社)土木学会のCPD制度に準じて申告者が継続学習単位を計算し、申告する。 ・申告された継続学習単位を認定するかどうかは、資格認定機関が審査し、決定する。 		
Ⅱ 業務 実績	a. 海洋・港湾構造物に関する以下の業務実績(重みW=1.0) <ul style="list-style-type: none"> ・調査、計画、設計、施工に関する業務、及び、これらの監理・監督業務(発注者としての監理・監督業務を含む) (注) 海洋・港湾構造物とは港湾の施設の技術上の基準、海岸保全施設の技術上の基準に基づき設計される構造物、これらと同等の漁港構造物、及びこれら以外の海洋構造物でその形式・材料等がこれらの構造物に類似するものである。 	②業務実績単位 = \sum 重みW*従事期間(月)*5単位 <ul style="list-style-type: none"> ・従事業務は同時期の重複をカウントしない ・従事期間1ヶ月で5単位とする(6日で1単位) ・5年間合計の最大は200単位とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務経歴書(従事業務名、従事期間等を記載。所属組織の証明印付)を提出すること。 ・CORINS、TECRIS登録業務は、技術者別業務一覧等の証明書類を添付すること。 ・上記以外の民間業務、海外業務、下請業務、発注者の監理・監督業務などは、上記技術者別業務一覧と同様の内容を記入した業務内容報告書を添付すること。 ・申請時に継続中の業務は終了していても申請することができる(年度内、工期内の短い期間)。 ・審査のため、提出された業務経歴書及び業務内容報告書について、電話等での質問や、追加の資料(施工計画書、業務報告書、研究論文のコピーなど)の提出を求められることがある。
	b. 一般土木構造物に関する以下の業務実績(重みW=0.5) <ul style="list-style-type: none"> ・調査、計画、設計、施工に関する業務、及び、これらの業務の監理・監督(発注者としての監理・監督業務を含む) (注) 一般土木構造物とはaに含まれる構造物を除き、土木の技術基準類に基づき設計される構造物である。 		
Ⅲ 更新 研修	<ul style="list-style-type: none"> ・海洋・港湾構造物維持管理士としての5年間の活動(業務実績、自己学習等)について事前にレポート(4,000字程度)を提出する。 ・半日の研修を受講し、提出したレポートについて発表、討議する。 ・レポートおよび発表・討議の内容を講師が判定し、更新研修単位を認定する。 	③更新研修単位 <ul style="list-style-type: none"> ・レポートと研修を併せて50単位とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・更新研修受講料として10,500円を徴収する。 ・更新研修は更新申請年度に受講することができる。
資格更新条件		①、②、③の合計が250単位以上	更新手数料として10,500円を徴収する(ⅠbおよびⅢと別途)

注) ・虚偽の記載が判明した場合は、資格を剥奪するとともに再取得を認めない。

・青字の書類は当センター試験資格登録室が様式を定める。

・建設系CPD協議会参加団体以外の団体でのCPDプログラムで申請を希望する方は、試験資格登録室に事前に相談すること。建設系CPD協議会参加団体のCPDプログラムと同等と認めれば、申請を許諾する。

・Ⅰ 継続学習に業務経験を登録する場合は、当該業務経験をⅡ 業務実績で重複して登録することはできない。

・資格更新期限の3ヶ月前までに申請し、審査を通れば継続して資格を付与する。

・資格更新期限の3ヶ月後まで申請は受理するが、審査、手続きが済むまで資格は途切れる。

・資格更新期限から3ヶ月を過ぎれば資格は失効する。ただし、更新期限から1年以内は再申請を受理するが、その場合は6年間で300単位以上を取得することが資格更新条件となる。その際、再登録後の資格有効期間は4年間で、次回資格更新に必要な認定単位は4年間で200単位以上とする。